

第6回 生態系保持空間の変化を知る編－意見交換会でいただいた主なご意見

<不法行為について>



不法に設置されたと資料にありますが、不法とはどのような意味ですか？
罰せられる行為なのでしょうか？

・

→（回答）

土地の改変を行うこと、例えば、耕作地を作ること、飛行場の整備、洪水時に撤去できない工作物の設置などは不法行為に当たります。

サバイバルゲームなどは、土地の改変を行っていないため、不法行為とは言えません。利用者のマナーによるところとなり、今のところ罰則はありません。

<河道整正について>



生態系保持空間がある右岸側は砂州があり自然が多く感じられるが、対岸を見ると、何も自然を感じられるものがなく、対岸との環境の差が大きいため、河道整正の取り組みは本当に良いことなのか？

・

→（回答）

川の流れは蛇行しているため、河原は左右岸交互に形成されているため、上下流をみると対岸にも河原があります。さらに、高水敷がない区間には護岸を設置してより安全になるよう整備を行っています。

<生態系保持空間(⑧空間)の維持管理について>



昔は、台風の時など、川の近くにある木を切って堤防を守るのに使っていました。このようなことを考えれば、河川敷に木があっても良いのではないのでしょうか？

・

→（回答）

川の周りに市街地が増えた現在は、治水のことを考えて、場所毎に木があっても大丈夫な所か、危険な所かを判断しています。水害防備林など、堤防がない場所の流速を下げるために川沿いに林がありました。



全く人が入れないのは問題と思う。⑧空間の環境保全にも、里山のように人間と自然の共生が必要ではないか？

・

→（回答）

実際に、外来種が増えた原因の１つに、人の手を入れていないことが考えられます。現在は里川という考えもあり、枯れ草の有効利用は実験的にでも行えると思います。⑧空間の再生・保全・維持管理には皆様との連携が必要と考えています。今日のご意見を踏まえて、検討を進めたいと思います。